

ISSN 1882-0468

ISSN-L 1882-0468

NDL 書誌情報ニュースレター

2013 年 2 号(通号 25 号)

目次

| | |
|--|----|
| 「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開(2013)」について (収集・書誌調整課) | 1 |
| ドイツ国立図書館の書誌データ戦略—コルネリア・ディーベル氏を招いて (収集・書誌調整課) | 11 |
| フランス国立図書館と ISSN 国際センターのプロジェクト(逐次刊行物目録の FRBR 化)について (逐次刊行物・特別資料課 整理係) | 14 |
| 典拠の国際流通—バーチャル国際典拠ファイル(VIAF)への参加(3) (収集・書誌調整課 大柴忠彦) | 16 |
| お知らせ:平成 24 年度書誌データ統計を掲載しました (収集・書誌調整課) | 20 |
| コラム:書誌データ探検 憲政資料編 (利用者サービス部 政治史料課 憲政資料係) | 21 |
| 掲載情報紹介 | 27 |
| 編集者からの一言 | 28 |

「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 (2013)」について

【はじめに】

前号でお知らせしましたとおり、国立国会図書館は「[国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 \(2013\)](#)」(以下、「新展開 2013」といいます)を公表しました。「新展開 2013」は、当館が2012年7月に定めた「[私たちの使命・目標 2012-2016](#)」に沿っておおむね5年を見据え、当館の書誌データ作成・提供の方向性を示すものです。

「新展開 2013」は、八つの項目からなります。全体的な構成は下図のとおりで、第1項が「はじめに」、第8項が「むすび」のような位置づけです。第2～第4項は書誌データの作成に、第5・第6項は書誌データの提供に、それぞれ主に関係しています。第7項は作成・提供の全体にかかる内容です。

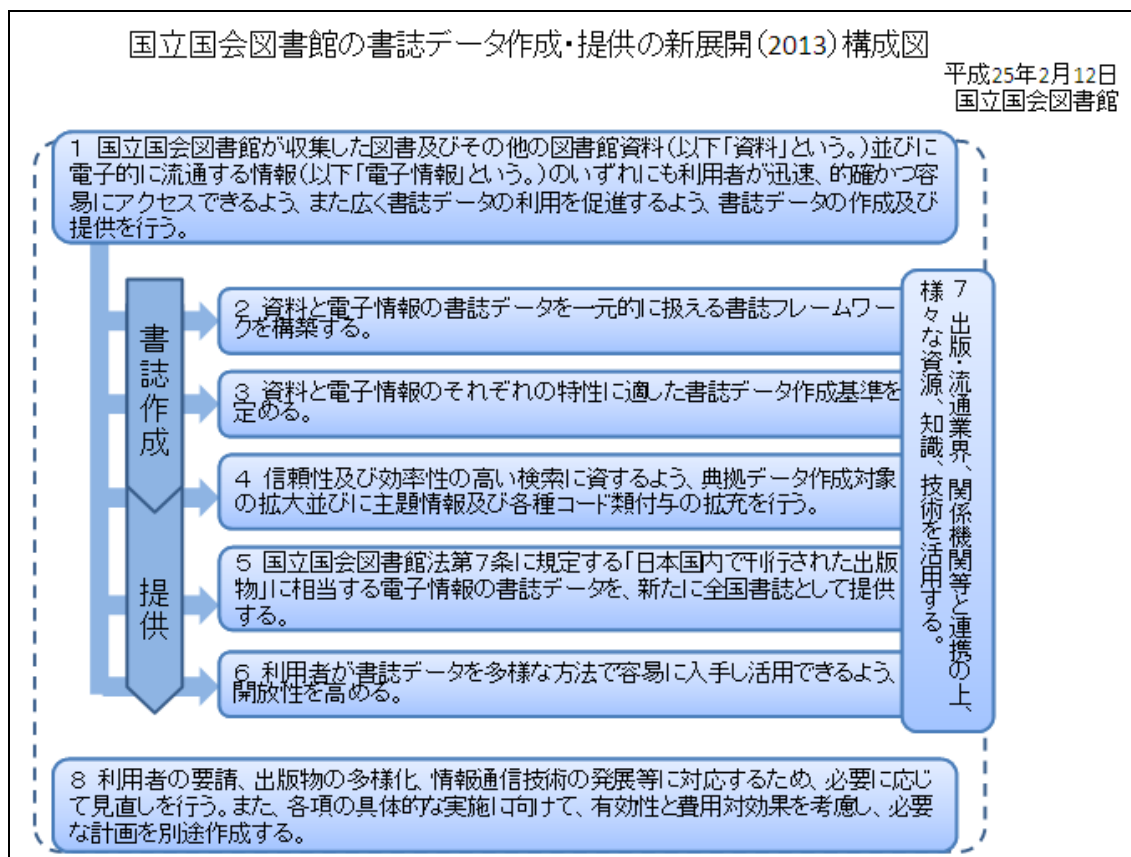


図1 国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 (2013) 構成図

本稿では、「新展開 2013」の八つの項目それぞれを解説します。また、すでに具体的な準備が進んでいる項目については、現在の進捗状況も報告します。

(趣旨)

1 国立国会図書館が収集した図書及びその他の図書館資料(以下「資料」という。)並びに電子的に流通する情報(以下「電子情報」という。)のいずれにも利用者が迅速、的確かつ容易にアクセスできるよう、また広く書誌データの利用を促進するよう、書誌データの作成及び提供を行う。

ここでいう「書誌データ」には、典拠データ及び雑誌記事索引データ並びに電子情報の書誌データ(メタデータ)も含める。

「新展開 2013」の第1項では、

- (1)利用者が資料と電子情報のいずれにも迅速、的確かつ容易にアクセスできるようにする
- (2)書誌データの利用を促進する

の2点を、当館における書誌データ作成・提供の目的として掲げています。なお、ここでいう「資料」は図書など紙媒体を主とする有体物を、「電子情報」は今年の7月から制度収集を開始するオンライン資料をはじめとした電子的に流通する情報を、それぞれ指しています。

(1)の「いずれにも」は、さりげない言葉ですが大きな意味を持っています。「新展開 2013」では、資料と電子情報を一体として扱い、いずれにも利用者が同じように迅速、的確かつ容易にアクセスできるようにすることを述べています。このことから、「新展開 2013」でいう「書誌データ」には、典拠データや雑誌記事索引データだけでなく、電子情報のメタデータも含めています。

(2)は、当館の書誌データは当館の蔵書を利用する利用者のみならず、書誌データそのものを利用する利用者のためにも提供することを述べています。利用できる時間や場所、利用対象に制約のあったカード目録や冊子体目録の時代と異なり、現在のウェブ環境では、さまざまな機関の書誌データを容易に入手し活用できるようになっています。当館の書誌データが、図書館等での業務に、あるいは個人の調査研究に資するため、そのほか多様な目的で広範囲に、そして迅速、的確かつ容易に、利活用されることを目指します。

(資料と電子情報の一元的取扱い)

- 2 資料と電子情報の書誌データを一元的に扱える書誌フレームワークを構築する。

「書誌フレームワーク」とは、書誌データの記録・流通・交換のための「容れもの」である。従来扱ってきた資料だけでなく、電子情報も一元的に扱うためには、MARCフォーマットでは限界があり、Linked Open Dataに対応する等ウェブ環境に適したフレームワークを構築する必要がある。例えば米国議会図書館では、MARCフォーマットに替わる新しい書誌フレームワークの開発が計画されている。

こうした動向に注意を払いつつ、日本の言語環境等に適したフレームワークを見極め、これを構築していく。

書誌データの作成・提供において資料と電子情報の書誌データを一体として扱うためには、それに適した書誌データの「容れもの」が必要です。この書誌データの記録・流通・交換のための「容れもの」を、「新展開 2013」では「書誌フレームワーク」と呼んでいます。

図書館において伝統的に書誌データの流通等に用いられてきた MARC フォーマットには、柔軟性や拡張性に欠けることがあります。そこで、米国議会図書館 (LC) はすでに新たな「容れもの」の検討を始めました。2012年11月、LC は、約半世紀にわたって使われてきた MARC フォーマットに替わるデータモデル “[BIBFRAME](#)” を提案しました。“BIBFRAME” は、Linked Data を強く意識したウェブ時代に適した新たなフォーマットのためのデータモデルです。

一方で当館は、[国立国会図書館サーチ](#)の書誌データを、[国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述 \(DC-NDL\)](#) で記述し RDF (Resource Description Framework) 形式で提供しています。これも、Linked Data に対応した形式であり、ウェブ環境に適したものです。

今後も引き続き LC 等の動向を注視して、当館が情報資源の組織化および利用提供のためのメタデータ標準として定めてきた DC-NDL をふまえながら、新しい書誌フレームワークを構築していきます。

(書誌データの作成基準)

3 資料と電子情報のそれぞれの特性に適した書誌データ作成基準を定める。

上記2のフレームワークに格納する書誌データを作成するためには、「国際目録原則覚書」等の国際標準や「日本目録規則」改訂等の国内の動向などに留意しつつ、特に “Resource Description and Access (RDA)” に対応した書誌データの作成基準 (適用細則等) を定めることとなる。その際に、資料と電子情報のそれぞれの特性を見極め、利用者の検索に役立つ有意なアクセスポイントを付与できるものとする。

第2項では、資料と電子情報の書誌データを一元的に扱える「容れもの」、すなわち新しい書誌フレームワークを構築することを述べました。それとともに、新しい「容れもの」に適した書誌データの「作り方・容れ方」、すなわち新しい書誌データ作成基準を定めます。

これを裏返すと、資料と電子情報の書誌データを一元的に扱えるように新しい書誌データ作成基準を定めるので、その基準で作成される書誌データに適した新しい「容れもの」を構築する、となります。

ウェブ環境に適した書誌データ作成・提供を展開していくためには、書誌データの「作り方・容れ方」と「容れもの」の両方を相まって考えていく必要があります。

なお、本稿ではこの後、「作り方・容れ方」を短く「容れ方」とまとめて表記します。

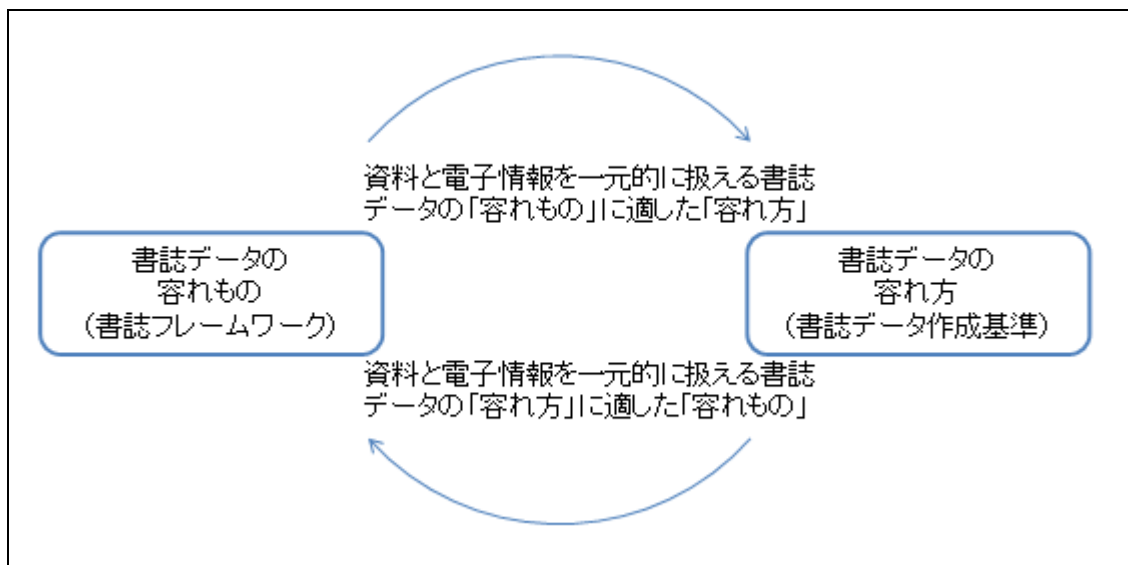


図2 「新展開 2013」第2項および第3項の関係

書誌データ作成基準を定めるにあたって、ポイントとなるのが [“Resource Description and Access” \(RDA\)](#) です。RDA は、利用者の視点から従来の目録法を見直し、また、電子情報のメタデータとの調整を行った、これまでの目録規則の枠組みを超えた新しい書誌データ作成基準です。したがって、現在の目録規則よりも、資料と電子情報の書誌データを一元的に扱うのに適しています。また、セマンティック・ウェブや [Linked Data](#) を視野に入れた RDA は、「新展開 2013」が示す方向性と合致するものです。

当館は、従来は『英米目録規則第2版 Anglo-American cataloguing rules 2nd Edition (AACR2)』を適用していた洋図書等の資料群に対して、2013年4月1日から [RDAの適用を開始しました](#)。一方で、和図書等の全国書誌収録対象となる資料群については、これまでどおり『日本目録規則 (NCR)』を適用しています。

この NCR を適用している資料群についても、RDA に対応した書誌データ作成基準を定めます。ただし、RDA を RDA のままで適用するのではなく、日本の目録慣習や出版慣行等もふまえて、国内に広く受け入れられるものとするよう進めていきます。そのために、国内の関係機関、特に NCR の改訂作業を行っている [日本図書館協会目録委員会](#) と連携を図り、具体的な協議を行います。

さらに、電子情報についても RDA への対応を実現できるよう、書誌データの内容等を検討する予定です。なお、当館が提供している電子情報は、現状では資料とは別々の「容れもの」 ([DC-NDL](#)) に、別々の「容れ方」(デジタルアーカイブシステム用の記述のガイドライン) でデータを作成し提供して

います。

ただし、資料と電子情報を「一元的に扱う」とは言っても、何もかもいっしょくた、ということではありません。資料と電子情報それぞれに、さまざまな種別ごとの特性をふまえて、利用者にとって利便性のある書誌データを作成するための基準を定める必要があります。「最上位の原則は利用者の利便性である」(「[国際目録原則覚書](#)」)からです。

第1項から第3項をまとめると、

「資料と電子情報を一元的に扱います。それを実現するための新しい『書誌データの容れもの』(書誌フレームワーク)を構築し、新しい容れものに合わせた新しい『書誌データの容れ方』(書誌データ作成基準)を策定します。」

となります。

(典拠等の拡充)

4 信頼性及び効率性の高い検索に資するよう、典拠データ作成対象の拡大並びに主題情報及び各種コード類付与の拡充を行う。

利用者が効果的な検索を行えるようにするために、以下を検討する。

(1) 典拠データの作成対象を、日本語以外の外国刊行資料、博士論文、雑誌記事索引、電子情報等に拡大すること。

(2) 典拠データの種類を統一タイトル、ジャンル形式等に拡充すること。

(3) 現状において「国立国会図書館件名標目表 (NDLSH)」や「日本十進分類法 (NDC)」による標目付与を行っていない資料群への付与を行うこと。また、コード類及び標準識別子等の運用を拡充すること。

関係機関との協力も視野に入れ、実施に当たってはコストとのバランスを勘案する。

典拠データは、図書館が提供する書誌データの信頼性を裏付け、また効率的な検索の助けとなります。従来の典拠データは標目を統制するための、いわば裏方的な存在でしたが、現在のウェブ環境においては、データ間のリンクを支える仕組みとして活用されるようになってきました。「新展開 2013」の第4項では、この典拠データの拡充に力を入れていくことを述べています。

典拠データの維持管理には、多大なコストがかかります。書誌データ作成・提供を迅速に行うこととはトレードオフの関係にあり、資源が限られているため一部を犠牲にせざるを得ない状況にあります。しかし、典拠データをもとに書誌データの質を高め、また典拠データ自体も利活用しやすい形で提供することは、当館に求められる役割であると考えます。今後も費用対効果を勘案しながら、可能なところ

から少しずつ典拠データの拡充を図ります。

実施を予定している事項から、いくつか例をお示しします。

2012年8月から、日本語以外の外国刊行図書で著者が日本人の場合、かつ、すでに典拠データが存在する場合に、書誌データと[典拠データのリンクを開始しました](#)。今年度からは、日本の団体が著者である外国刊行図書についても同様に、すでに典拠データが存在する場合には書誌データと典拠のリンクを行います。

当館は、「国の蔵書 (ナショナル・コレクション)」を構築するため、国内出版物に加え国外で発行された日本関係資料の収集に力を入れています。外国刊行図書の書誌データについても典拠データとのリンクを行うことで、たとえば、ある著者の日本語資料とその外国語版を同時に検索しやすくなる等の効果が期待できます。

また、主題情報の拡充の一環として、現在は国立国会図書館件名標目表 (NDLSH) による標目付与を行っていない地図資料について、日本語の地図資料への NDLSH 付与を開始する予定です。

さらに、典拠データの種類を拡充するため、統一タイトル典拠やジャンル形式典拠について、関係機関が作成したデータを当館で活用できるかどうか検討を開始します。

前述の RDA では「関連」が重視されています。資料とその著者との「関連」や、資料同士の「関連」などです。この「関連」を表すための仕組みとして、典拠があります。RDA に対応した書誌データ作成基準を策定するならば、その効果を十全に発揮するには典拠データの拡充が不可欠です。また、「関連」を重視する新しい書誌データ作成基準に適した書誌フレームワークは、書誌と典拠を「関連」させつつ一体として提供できるものとなることが考えられます。したがって、第1～3項と第4項は、相互に密接に関係しています。

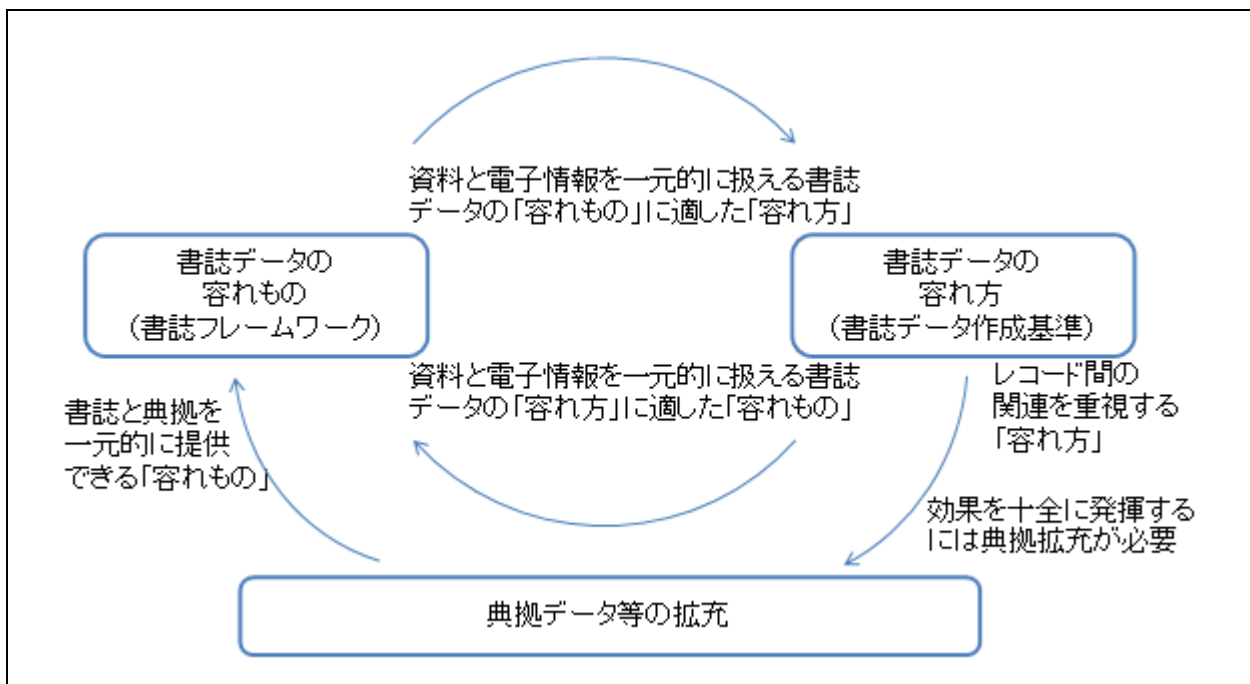


図3 「新展開 2013」第2項、第3項および第4項の関係

(全国書誌の提供)

5 国立国会図書館法第7条に規定する「日本国内で発行された出版物」に相当する電子情報の書誌データを、新たに全国書誌として提供する。

国立国会図書館法の改正により平成25年7月から収集を開始するオンライン資料等、「日本国内で発行された出版物」(国立国会図書館法第7条)に相当する電子情報も、全国書誌に収録し提供する。これに先立ち、IFLAガイドライン「デジタル時代の全国書誌」等を参考に、提供範囲や方法等を整理する。

当館は、日本で唯一の全国書誌作成機関であり、これからもその役割に変わりはありません。

さらに、これまででは全国書誌の収録対象としてこなかった電子情報の書誌データを、全国書誌として提供します。

当館は2012年4月から、[国等の公的機関のウェブサイトを網羅的に収集](#)しています。また、2013年7月からは、納本制度に準じ、[民間で出版された電子書籍、電子ジャーナル等を収集・保存](#)します(当面、無償かつDRM(技術的制限手段)のないものに限り)。これらのオンライン資料は、従来は全国書誌に収録していませんでしたが、平成26年度からは、当館が作成した書誌データを全国書誌として提供します。

なお、従来の資料を収録した全国書誌は、現在 (1)[国立国会図書館サーチ](#) (NDLサーチ) からのRSS

配信 (2)[国立国会図書館蔵書検索・申込システム \(NDL-OPAC\)](#) の「全国書誌提供サービス画面」 (3) 機械可読版である JAPAN/MARC という三つのルートで提供しています。

資料と電子情報の全国書誌データを一元的に、機械的連携も含めウェブで利活用しやすい形で提供するため、オンライン資料の全国書誌データは(1)の NDL サーチで提供します。(2)および(3)はこれまでどおり、従来の資料を収録対象とします。

(書誌データの開放性)

6 利用者が書誌データを多様な方法で容易に入手し活用できるよう、開放性を高める。

上記2に掲げたウェブ環境に適したフレームワークは、一方で、国内外の図書館の情報環境に対応して MARC フォーマットやテキストファイル等の各種形式への変換も容易なものとするよう留意する。このフレームワークによる書誌データの提供を促進し、ウェブ環境で利用者が利活用しやすいものとする。また、国立国会図書館の書誌データの国際的流通を一層促進する。

新しい書誌フレームワークを構築した後も、すぐに MARC フォーマットがデータ交換のために用いられなくなることはないでしょう。また、図書館等に限らず個人の利用者にも書誌データを活用していただけるようにするには、MARC フォーマットよりも、テキスト形式や、あるいは文献リスト作成などさまざまな目的に適した形式で提供する必要があります。一方、コンピュータを書誌データのユーザとしてみると、機械的連携 (API) を用いてデータを送受する方法があります。すでに [NDL サーチの API](#) を利用して、当館の書誌データがさまざまに活用されています。

当館は、固定的な形式でパッケージ化した書誌データを提供するやり方から、標準的なフォーマット、標準的な仕様で自由に書誌データを取得できる環境を整備する方へ、シフトしていきます。その方が、書誌データを有効に活用していただけたらと考えているからです。

また、当館の書誌データの国際的流通を促進します。当館では昨年度までに、[OCLC への単行資料の書誌データ \(JAPAN/MARC\(M\)\) 提供](#)や[バーチャル国際典拠ファイル \(VIAF\) への参加](#)を実現しました。今後も、日本の国立図書館として、当館が作成する書誌データが国内のみならず世界においても広く活用されるよう努めます。今年度からは、OCLC に逐次刊行資料の書誌データ (JAPAN/MARC(S)) や雑誌記事索引データも提供する予定です。

(関係機関との連携)

7 出版・流通業界、関係機関等と連携の上、様々な資源、知識、技術を活用する。

関係機関等との連携・調整を図ることにより、国立国会図書館における書誌データ作成及び提供を更に迅速化、効率化する。特に、国立情報学研究所 (NII) とは技術面も含めた協力を推進する。

前述の新しい書誌データの「容れもの」である書誌フレームワークは、ウェブ環境に適したものであると同時に、関係機関との連携に適したものでなければなりません。MARC フォーマットは図書館界では有効なデータ交換用フォーマットでしたが、出版・流通業界、類縁機関等との連携には向かないものでした。広く関係機関のデータを当館で活用しやすく、当館のデータを関係機関で活用しやすい状況に結びつくような「容れもの」を構築する必要があります。

また、新しい書誌データの「容れかた」となる書誌データ作成基準は、前述のとおり、当館一館のルールにとどまらず日本国内で共通に適用できるものにするため、関係機関と調整を行います。

さらに、第1項の解説でも述べたとおり、当館が提供する書誌データが、多様な目的で広範囲に利活用されることを目指します。特に、図書館等の関係機関による全国書誌データ利活用を促進するための取組みを、イベントの開催や広報などを通じて進めてまいります。

このように、「新展開 2013」は全体を通して、関係機関との連携・調整を重要視しています。

(改正等)

8 利用者の要請、出版物の多様化、情報通信技術の発展等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。また、各項の具体的な実施に向けて、有効性と費用対効果を考慮し、必要な計画を別途作成する。

「新展開 2013」は今後おおむね5年間の方向性を示すものですが、環境の変化や国際動向などを注視しつつ、必要があれば5年以内であっても適宜の見直しを行います。

また、第1項～第7項では、それぞれ大まかな方向性を述べています。いつまでに何をどのように、といったことは、それぞれ、有効性と費用対効果を考慮しながら具体的な計画を立てて、着実に実施していきます。

以上、「新展開 2013」の各項目にそって、当館の書誌サービスが目指すことについて、ご紹介しました。

書誌データに関するお問い合わせやご要望をお聞きしていると、当館が作成し提供する書誌データはこれまで予想もしていなかったほど多数の利用者の目に触れている、ということを感じます。そして単に利用者数が多いだけでなく、書誌データを利用する目的や書誌データに対するニーズは多岐にわたっています。

当館は、さまざまな書誌データ利用者のさまざまなニーズに対して何ができるのか、どこに注力すべきかを見極め、「新展開 2013」に示した方向性に則して取り組んでいきます。

よりよい書誌サービスを提供するため、図書館および関係機関、出版・流通業界等、書誌データに関

心のある皆さまからご意見やご指導をいただければ幸いです。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「新展開 2013」にかかる進捗状況や成果は、これからも本誌等を通じて適宜お知らせいたします。

(収集・書誌調整課)

ドイツ国立図書館の書誌データ戦略

—コルネリア・ディーベル氏を招いて

国立国会図書館では国内外の図書館協力活動の一環として、図書館業務に関連の深い有識者を海外からお招きし、講演会を開催しています。

2013年3月6日には、ドイツ国立図書館 (DNB) のコルネリア・ディーベル氏 (Ms. Cornelia Diebel) による講演会「電子情報の収集とメタデータ：電子納本に関するドイツ国立図書館の戦略」を開催し、館外からの参加者と当館職員合わせて約100名が聴講しました。

ドイツでは、2008年に新たな納本令が公布され、電子書籍、電子ジャーナル、電子学位論文等の電子情報が DNB に納本されています。講師のディーベル氏は、DNB の IT 部門で、オンライン情報資源タスクフォース責任者として電子情報収集等の多くのプロジェクトに携わってこられました。そのディーベル氏のお話は、今年の7月からオンライン資料の制度収集を開始する当館のみならず、電子出版等に関心のある日本の関係者にとっても、たいへん示唆に富むものでした。講演の記録は、[イベント・展示会のページ](#)に掲載しています。

講演会の翌3月7日午後、東京本館においてディーベル氏と当館職員の懇談会を行いました。懇談会の前半では、前日の講演会の内容について、オンライン資料制度収集に携わる当館職員から具体的・技術的な質問を行いました。後半では、書誌調整やメタデータの標準化を担当している当館職員が参加し、前日の講演会ではあまり話題にならなかった、DNB における書誌データ作成・提供の現状や方向性についてお話を伺いました。

本稿では、この懇談会の内容等を元に、DNBの書誌データに関する戦略についてご紹介します。

1. ドイツの目録政策

ドイツ語圏ではこれまで、標準として『アルファベット順目録規則』(RAK) を使用していましたが、RAK の維持管理を担う標準化委員会は、2001年、目録規則と MARC フォーマットを RAK・MAB2 から AACR2・MARC21 に移行する方向性を打ち出しました^[1]。国際標準に対応することが、その目的です。しかし、データ交換用フォーマットとしては MARC21 を採用しましたが、目録規則については AACR2 ではなく、その後継である RDA に変更することを決めました。RAK から AACR2 に変え、さらに RDA に変えるのは意味がないことなので、直接 RAK から RDA に変更することにしたのです。

ドイツ独自の MAB2 という交換用フォーマットから MARC21 への変更にあたっては、国家プロジェクトを立ち上げました。MAB2 が優れたフォーマットであったため、ドイツ国内の図書館からは MAB2 から MARC21 への変更が一步後退であるように受け止められましたが、時間をかけて協議を行いました。

MAB2 から MARC21 への変更はすでに行われており、RAK から RDA への変更は、2013～2014年

を予定しています。

2. DNB における RDA 適用について

DNB もメンバーとして参加している [RDA 開発合同運営委員会](#) は、RDA 適用の三つのシナリオを示しています [\[2\]](#)。

- シナリオ1：新しいフレームワークで RDA を適用（リレーショナル/オブジェクト指向データベース構造）。
- シナリオ2：MARC21 で RDA を適用（リンクされた書誌レコードと典拠レコード）。
- シナリオ3：書誌と典拠をリンクしない（「フラットファイル」データベース構造）。

ドイツでは、RDA 適用にあたっては国家プロジェクトを立ち上げ、そこで上記のシナリオのうちシナリオ2を選択することを決めました。

2012年夏から開始したこのプロジェクトには、ドイツの逐次刊行物総合目録の参加館や大学図書館等が参加し、DNB がイニシアティブをとって推進しています。現在は、逐次刊行物の目録について初号主義と最新号主義に関する議論や、内部フォーマットへの新しいフィールドの設置について検討しています。次の段階では、著作レベルでの FRBR モデルの実現や、タイトルと典拠ファイルとのリンクを検討する予定です。また、RDA 適用について国内の図書館向けの研修や、国内の図書館が RDA を使えるようにするための準備も行っています。

3. 新たな書誌フレームワーク BIBFRAME について

アメリカ議会図書館（LC）は MARC フォーマットに替わる新しい書誌フレームワークの構築に向けた取組みの中で [BIBFRAME](#) を発表しました。DNB は BIBFRAME の初期実験に参加しています。

現時点では、実験の内容について詳しく話せることはなく、まだ会議への参加と検討にとどまっています。もうしばらく様子を見る必要があります。

DNB は、BIBFRAME は限界のある MARC よりもよいものであると考え、歓迎しています。

4. Linked Data について

DNB は、書誌データ・典拠データともに Linked Data の形式で公開（書誌データは 2012 年から、典拠データは 2010 年から）しており、ライセンスはクリエイティブ・コモンズの [CC0](#) を適用しています。これにより、営利・非営利を問わず DNB のデータ全体を無償で自由に利用可能となっています。

DNB では以前、データを販売していましたが、「書誌データは無料で利用できるものであるべき」との考えに基づき、無償化することになりました。DNB の監督機関に諮問し、2年間かけて無償化することを決定しました。データ交換のために必要な開発なども行い、DNB の書誌データの変換を行いました。また、DNB の統合典拠ファイルである Gemeinsame Normdatei (GND) をセマンティック・ウェブに対応した形で提供するための [GND オントロジー](#) も開発しました。

データをオープン化した後は、国際会議等でこの活動のプロモーションを行っています。[Wikipedia ドイツ版](#) による典拠とのリンクなど他機関によるデータ利用も、実験的な段階ですが始まりつつあります。

DNB としては今後も、出版者からメタデータをできるだけ広く収集し、DNB のメタデータを使いたい人にはオープンに使ってもらえるようにしたいと考えています。

【むすびに】

約1時間にわたり、通訳をはさんで上記の四つのトピックについて懇談を行いました。

本稿では DNB の書誌データ戦略についてご紹介しました。当館は、昨年度策定した「[国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 \(2013\)](#)」(以下、「新展開 2013」といいます)を当館の書誌データ戦略として公開しています。[別稿](#)で、その内容を解説しています。

国内の図書館と歩調を合わせた RDA への対応、RDA や FRBR モデルの効果を十全に発揮するための新しい書誌フレームワークの構築、そして作成したデータのオープン化。懇談会で取り上げたトピックはいずれも、「新展開 2013」の下に当館が今後取り組まなければならない課題であり、DNB ではすでに方向性を定め推進しているものです。

「新展開 2013」に基づいて検討を進め、また具体的な書誌サービスを実施していくにあたって、DNB をはじめとする先進的な国立図書館は、当館にとっての貴重な水先案内となります。今回、DNB でプロジェクトに関わってきた方から直接お話を伺えたことの意義はたいへん大きなものでした。「書誌に関することは自分の通常の業務ではないのだけれど」と言いつつも、当館からの質問に対してたいへん詳しく説明をしてくださったディーベル氏に、改めて感謝の意を表したいと思います。

(収集・書誌調整課)

[1] 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会 編. 図書館ハンドブック. 第6版補訂版. 日本図書館協会,2010.2. 673p

[2] RDA Database Implementation Scenarios. 2009.7,
<http://www.rda-jsc.org/docs/5editor2rev.pdf>, (参照 2013-04-15)

フランス国立図書館と ISSN 国際センターのプロジェクト (逐次刊行物目録の FRBR 化) について

フランス国立図書館 (BNF) と [ISSN 国際センター](#) は、2013 年 1 月から PRESSoo/ISSN プロジェクト [\[1\]](#) を開始しました。

このプロジェクトは、逐次刊行物などの継続資料への FRBR モデルの適用を検討するもので、フランス国立図書館と ISSN ネットワークの逐次刊行物目録を FRBR 化することを目指しています [\[2\]](#)。

ISSN ネットワークでは、2011 年にワーキンググループ (2012 年には ISSN レビューグループに統合) を設置し、FRBR (書誌レコードの機能要件) を逐次刊行物にどう適用するか検討してきました。調査結果は [第 36 回 ISSN センター長会議](#) で報告され、FRBR を逐次刊行物などの継続資料に適用するには多くの問題点があることが指摘されました。この調査結果は 2012 年 4 月の ISSN ネットワークの総会時に開催されたテクニカル・ミーティングで、FRBR の専門家に提示されました。このテクニカル・ミーティングでは、FRBR の専門家である、フランス国立図書館のパトリック・ルブーフ氏 (Patrick Leboeuf) から FRBRoo (FRBR のオブジェクト指向版) の説明があり、従来の FRBR に比べ FRBRoo が継続資料の特性により合致することが判明しました。

IFLA の FRBR レビューグループが継続資料に関するプロジェクトを特に予定していないため、ISSN レビューグループはフランス国立図書館の提案を受け、FRBRoo の継続資料への適用を検討する ISSN/BNF ワーキンググループを設置しました。このワーキンググループにより PRESSoo が作成されました。

PRESSoo は、FRBRoo を拡張したもので、逐次刊行物などの継続資料の書誌情報に特化しています [\[3\]](#)。PRESSoo により、これまで ISSN ネットワークで懸案とされてきた FRBR モデルの継続資料への適用が次の段階に進みます。

PRESSoo/ISSN プロジェクトを中心とする今後の動向を注視していき、進捗があれば本誌で報告させていただきます。

(逐次刊行物・特別資料課 整理係)

[1] PRESSoo、FRBRoo の語尾にある oo は、object-oriented (オブジェクト指向版) の略です。

[2] ISSN newsletter. 2013, (10)

<http://www.issn.org/2-24139-The-newsletter.php?id=46>, (参照 2013-05-16)

[3] PRESSoo については、以下も参照。

国立国会図書館. “継続資料の取り扱いのために FRBRoo を拡張した“PRESSoo”のバージョン 0.1 が公開”. カレントアウェアネス-R. <http://current.ndl.go.jp/node/23109>, (参照 2013-05-16)

典拠の国際流通

バーチャル国際典拠ファイル (VIAF) への参加 (3)

【はじめに】

[バーチャル国際典拠ファイル \(Virtual International Authority File, VIAF\)](#) への参加に関連したこの連載記事も、今回で最終回を迎えます。[連載第1回目](#)では、VIAFの概要や国立国会図書館がVIAFに参加した経緯等をお知らせしました。[第2回目](#)には、図書館の現場で活用できるVIAFの使い方を解説しました。最終回の今回は、VIAFの現在の状況および今後の計画等について、VIAF評議会の活動内容を中心にご紹介します。

【VIAF 評議会】

連載第1回目でもお知らせしましたとおり、VIAFは2012年4月から[OCLC \(Online Computer Library Center, Inc.\)](#)が提供するサービスの一つになりました。ただし、VIAFの運営は、VIAF参加機関からの指導・助言等によって進められます。そのために、VIAF参加機関によって構成されるのが、VIAF評議会です。当館がOCLCと締結した協定によりますと、VIAF評議会は、VIAFの「方針、実践、運営に関する重要事項について、指導を行う」ものとされています。当館もVIAF評議会のメンバーです。

VIAF参加機関による会合は、これまでも定期的に行われてきたようですが、OCLCへの事業移管後の2012年、評議会という形での会議が初めて開催されました。IFLA大会開催に合わせて、8月にヘルシンキにおいて開かれました。[\[1\]](#)会場はフィンランド国立図書館でした。今後、VIAF評議会会議は毎年開催されます。2013年のVIAF評議会会議は、昨年同様IFLA大会の開催時期に合わせて、8月にシンガポールで開催される予定です。

ヘルシンキにおける評議会会議では、議長にヴァンサン・ブレ氏 (Vincent Boulet、フランス国立図書館) が、次期議長候補(今期の副議長も兼ねます)にブリギッテ・ヴィーヒマン氏 (Brigitte Wiechmann、ドイツ国立図書館) が、それぞれ選出されました。

【ISNI との連携】

連載第2回目ではWikipediaとの連携について解説しましたが、VIAFはさまざまな機関等と連携を行っていきます。[ISNI \(International Standard Name Identifier\)](#)との連携もそのひとつです。ISNIは、コンテンツ産業に關係する団体に使われることもふまえた、広い範囲の創作者等の識別子で、ISO規格となっています。[\[2\]](#)。

この ISNI の ID は、VIAF のデータを利用して作成されています。ISNI 側が、まず、そのベースとして VIAF のデータを使います。そして、権利関係団体など他のリソースのデータと VIAF データとの同定処理をします。そして、ISNI という識別子を、VIAF も含めた各データへ割り当てます。



図1 VIAF 詳細表示画面における ISNI へのリンク

ISNI の品質管理チームは英国図書館とフランス国立図書館で構成されています。両館とも VIAF の参加機関です。この ISNI 割当ての過程で判明した VIAF におけるエラー（たとえば、VIAF クラスタにおける誤同定、個人名の生没年の誤り等）について、VIAF 側へエラー・レポートとして通知されます。VIAF を主管している OCLC から、VIAF 各参加機関へそのエラーが報告されます。各機関がエラーを修正し、その修正が VIAF に反映されれば、その結果、VIAF の品質向上にもつながります。

【典拠の種類の特充】

連載第 1 回目でご紹介したとおり、VIAF プロジェクトは 1998 年から、米国議会図書館 (LC)、ドイツ国立図書館、OCLC の三機関により、コンセプト検証が開始されましたが、その当初は個人名および団体名の典拠からスタートしました。その後、2011 年から統一タイトルへと典拠の種類を拓げました。今後特充予定の種類として、地名典拠があります。国名等の政治的領域を表す地名典拠については VIAF クラスタが形成されていますが、山、川などの自然地名はまだ十分ではなく、今後の充実が求められます。また、ミッキーマウス、ダース・ヴェイダー [3] 等フィクション上のキャラクター名の典拠も今後の特充対象として挙がっています。

【ワーキング・グループの設置】

2012 年 8 月の VIAF 評議会で課題として挙げられたもののうち、その後、ワーキング・グループが設置されたものがあります。2012 年 10 月にヴァンサン・ブレ評議会議長から VIAF 参加機関へ向けて、二つのワーキング・グループ設置の連絡と参加への呼びかけがありました。

ひとつは、プライバシー問題について取組むグループです。特に、個人名典拠には、生年等の個人情報が含まれています。これらの情報は、VIAF における典拠の機械的な同定には欠かせませんので、データとしては保持するとしても、クレームがあったものについては VIAF 画面上表示しない、といった対応が検討されそうです。

もうひとつは、アドヴォカシーについて取組むグループです。VIAFについて、その存在意義や効果的な活用方法について広く周知し、VIAFへの支援や支持を得て、かつ、VIAFの利用を促進していきます。

なお、アドヴォカシーとも関連しますが、ヘルシンキにおけるVIAF評議会会議では、VIAFにおける非ローマン言語の典拠データの充実、特に、アジア諸国からのVIAF参加を促進することも今後の課題として挙げられていました。

【典拠の国際動向と当館】

2009年に刊行された“[Functional Requirements for Authority Data](#)” (FRAD) [\[4\]](#)において、利用者の視点から典拠データの考え方が整理されました。各国の典拠データは、FRADの概念モデルを参照して見直されていくでしょう。

また、図書館目録の中で培われてきた典拠データを、セマンティック・ウェブを志向しLinked dataとして提供する動きが、米国、ドイツ等各国で見られます。当館もこの動きに遅れることなく、[Web NDL Authorities](#)からウェブで使いやすい形で典拠データを提供しています。

このような典拠の国際的な動向の中で、連載第1回に今後の予定としてお知らせしましたように、当館は、VIAF参加を契機として、典拠データの提供に係る国際的な調整へ積極的に参画することを目指していきます。当館は、現時点では、VIAF評議会のものとのワーキング・グループへの参加を見合わせており、この点では積極的に参画しているとは言えませんが、一方で、VIAFの日本語版インターフェイス作成について、OCLCのVIAF担当者と協力して進めており、これによって日本国内におけるVIAFの利用促進に寄与できるものと考えます。日本語版インターフェイスが公開されましたら、本誌でお知らせします。

【おわりに】

典拠データを広く提供していく上では、そのデータの質と量が問われます。当館は「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開(2013)」(今号に[その解説記事](#)を掲載しています)の中で典拠の拡充を掲げました。今後、この方向性に沿って、日本発の典拠データをさらに充実させ提供していきます。

大柴 忠彦

(おおしば ただひこ 収集・書誌調整課)

[1] 2012年8月のVIAF評議会会議の内容については、本誌2012年4号(通号23号)の第78回IFLA大会(ヘルシンキ)報告の中でも触れています。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059584_po_2012_4.pdf?contentNo=1

[2] ISNIについては、「カレントアウェアネス-R」でも紹介しています。

<http://current.ndl.go.jp/node/19738> など (参照 2013-5-16)

[3] ちなみに、LC の典拠では、ダース・ヴェイダーの参照形としてアナキン・スカイウォーカーが記録されています。なお、当館では、フィクション上のキャラクター名の典拠は作成していません。

[4] 当館収集書誌部は日本語訳「典拠データの機能要件：概念モデル」を作成し、ホームページに公開しています。

http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/frad_jp.pdf, (参照 2013-5-16)

また、本誌前号にFRAD の解説記事を掲載しています。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8103221_po_2013_1.pdf?contentNo=1

お知らせ：平成24年度書誌データ統計を掲載しました

平成24年度書誌データ統計を掲載しました。「[統計からみた書誌データ（平成23年度以降）](#)」ページをご覧ください。

これまでNDL書誌情報ニューズレターに掲載していました「[2011年の書誌データ統計](#)」など年単位の書誌データ統計をこのページに一本化しました。

このページには、資料種別ごとの書誌データの作成件数、雑誌記事索引の作成件数、典拠データの提供件数およびJAPAN/MARC提供件数を掲載しています。

（収集・書誌調整課）

コラム：書誌データ探検 憲政資料編

前号および今号では、国立国会図書館憲政資料室で利用者に提供している資料をとりあげています。前号では、おもに第2次世界大戦終了後の連合国による日本占領統治に関する日本占領関係資料をご紹介しました。今号では、憲政資料についてご紹介いたします。

【憲政資料とは】

幕末以降の政治家、官僚、軍人などの手元に残されていた手紙、日記、執務資料、書類、メモ、新聞や雑誌の切抜などの資料です。旧蔵者ごとのまとまり（文書群）で「〇〇関係文書」と称しています。旧蔵者の御遺族から寄贈していただいたり、古書店から購入したりして、整理、提供しています。一点一点の資料も重要なものですが、それらの資料の来歴や関係する資料と一緒に旧蔵者のまとまりで残されているところに意味があります。公文書や当時の新聞・雑誌と組み合わせることで、歴史などの研究の基礎になります。

【憲政資料の検索】

憲政資料は、憲政資料室備え付けの目録を利用して検索することができます。そのような目録のうち一部は『三島通庸関係文書目録』、『伊東巳代治関係文書目録』など当館が刊行したものや、PDF化して国立国会図書館のウェブサイトにあるリサーチ・ナビの憲政資料室のページに掲載したものがあ、それらを利用できます^[1]。

【書誌データの特徴：文書群全体の記述と資料個々の記述】

通常、図書などの書誌データは、個々の資料について別々に整理し、どこから、どんな順序で受け入れたかは基本的に問われません。一方、憲政資料は、アーカイブズ学の「出所原則」と「原秩序尊重の原則」にもとづいて整理を行っています。

前者は「出所が同一の記録・史料を他の出所のそれらと混在させてはならない、という基本原則」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 監修；文書館用語集研究会 編『文書館用語集』大阪大学出版会 1997 p.58）です。たとえば伊藤博文の手紙が、陸奥宗光や桂太郎の手元に残されていた場合に、それらの手紙を伊藤博文関係文書とはせず、それぞれ陸奥宗光関係文書、桂太郎関係文書とします。

後者の「原秩序尊重の原則」は、「史料相互の関連性や意味あるいは出所においてつくられた検索手段の有効性などを保つために、単一の出所を持つ記録史料の、出所によってつくられた秩序は、保存しなければならないという原則」（前掲書、p.35）です。この原則は資料を整理し、目録を編成する際に重要なよりどころとして活用しています。ただし、書類が封筒やファイルに整理されて残っていた場合、そのようにしたのが本人なのか子孫か、はたまた第三者なのかが、すでにわからなくなっている場合も

あり、受け取った時の状況に左右されがちなこともあります。役所や会社といった組織の書類であれば、書類作成の秩序を把握しやすいと考えられますが、憲政資料のように個人が持っていた資料の場合、「出所によってつくられた秩序」が何をさしているかを考えだすときりがありません。

これらの原則にもとづいて、旧蔵者の履歴や活動を参考に資料の配列、目録の編成を考えて作業をすすめます。

○文書群全体の記述

資料のかたまりとしての「文書の名称」を決定します。大抵の場合、出所である旧蔵者名+「関係文書」として記述しています。たとえば、幕末維新期から明治大正時代に活躍した政治家の井上馨が持っていた資料の場合、「井上馨関係文書」として記述しています。一つ一つの文書群ごとに、国立国会図書館のウェブサイト内の「[憲政資料室の所蔵資料](#)」で、その文書を持っていた人物の履歴、数量、文書のおもな内容、関連資料の所在などを記述しています。

[トップ](#) > [憲政資料室の所蔵資料](#) > [憲政資料](#) > 井上馨関係文書

井上馨関係文書

更新日: 2012年12月20日

井上馨関係文書

受入事項 所蔵

資料形態 原資料

数量 4,821点

書架延長 36m

旧蔵者 井上馨 (いのうえかおる)

旧蔵者生没年 1836-1915

旧蔵者履歴 天保6(1836).11.28山口生まれ。別名間多。号は世外。万延元(1860).3藩主小姓役、文久3(1863)~元治元(1864).6英国留学、慶応4(1868).1参与職、兼外国事務掛、九州鎮撫総督参謀、慶応4.2徴士参与職、外国事務局判事、慶応4.5長崎府判事兼外国官判事、明治2(1869).8造幣頭、明治2.10民部大丞兼大蔵大丞、大参事心得・大阪府在勤、明治3(1870).5造幣局、明治3.7大蔵大丞、明治3.11大蔵少輔、明治4(1871).6民部少輔、明治4.7大蔵大輔、1874.1先取会社設立、1875.12元老院議員、1875.12~76.3特命全権副弁理大臣・朝鮮差遣、1876.6~78.7欧州差遣、1878.7~85.12参議、1878.7~79.9工部卿、1879.9~89.9外務卿、第1次伊藤内閣外務大臣、1884.7伯爵、1884.12~85.1特命全権大使・朝鮮差遣、1888.7黒田内閣農商務大臣、1892.8~94.10第2次伊藤内閣内務大臣、1894.10~95.10特命全権大使・朝鮮駐劄、1898.1第3次伊藤内閣大蔵大臣、1904.2元老、1907.9侯爵、1907.9~1915.9貴族院議員、1915.9.1死去。

受入公開
1952年2月~4月、個人より譲渡

主な内容 書簡の部と書類の部に分かれる。書簡は、木戸孝允、伊藤博文、山県有朋、陸奥宗光、洪沢栄一、吉田清成等350名以上、書類は、政治・行政関係、大津事件、条約改正、朝鮮関係等の

図1 [リサーチ・ナビの井上馨関係文書のページ](#)

○資料の記述

個々の資料を整理する場合に、記述の単位をどうするかといった問題が出てきます。手紙であれば、その1通が1点になります。しかし、書類の場合には、フォルダーに入っている場合それで一つとすることもあれば、その中の1枚か数枚のペーパーを1点とすることもあります。手紙の場合には差出人と受取人がいるので、タイトルはつけやすいと言えますが、書類の場合にはそもそも、タイトルが存在しないこともあり、内容などから推定して仮に決めることもあります。

記述の項目としては、タイトル、作成者、宛先、年月日、内容、記述法、用紙、備考、数量、付属資料などをとっています。図書の整理に比べますと、かなり簡略なものです。かつては、もっと簡略な目録もありました。

請求記号の構成は、文書名+数字（たとえば、井上馨関係文書 45）になっています。

個々の資料の記録をとった後、手紙の場合には、差出人ごとの名前の五十音順（かつては訓令式ローマ字のアルファベット順のこともありました）に並べて、目録を作成することが多く、書類や日記などは、資料の残り方や旧蔵者の履歴・活動を参考にして目録を編成しています。

○手紙の整理

手紙を整理する場合、誰がいつ誰宛に書いたのかが重要になります。具体的に井上馨関係文書にある手紙を2通示してみます。

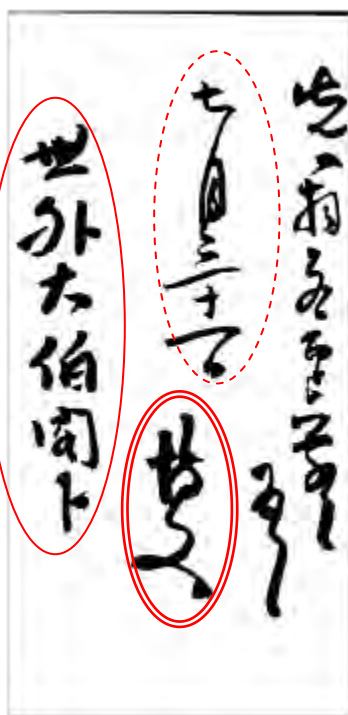


図2 手紙例(井上馨関係文書 294-3)



図3 手紙例 (井上馨関係文書 579-5)

それぞれの手紙の末をみますと、日付（点線で囲んだ部分）、差出人（二重線で囲んだ部分）、宛先（単線で囲んだ部分）が書かれています。くずし字は書き手によって癖があります。これらの文字を読むときには、『くずし字用例辞典』（東京堂書店、1993）などのツールを活用しています。それぞれ、「七月三十一日 博文／世外大伯閣下」、「八月一日 芽城山人朋／世外老臺（台）」と書かれています。宛先に共通してあらわれる「世外」は井上馨の号で、閣下や老台は尊称です。差出人の「博文」は伊藤博文の名前、「芽城山人朋」は山県有朋の号です。このように差出人や宛先の表記は本名以外に号を記している場合もあります。

井上馨関係文書中の手紙は当館が入手したときにはすでに巻物に仕立てられており、それぞれその冒頭に「伊藤公書翰 卷十七」「山県公書翰 卷七」と書いてありますので、発信者はそこからも確認できます。これらの巻物には、複数の手紙が貼りこまれていて、それらを切り離すようなことは行っていません。



図4 井上馨関係文書の巻物の状態

次に、いつ書かれたものかを考察します。多くの場合日付のみであるため、年がわからないこともままあります。今回例に取り上げた手紙は、本文中の記載から、明治25年7月から8月にかけての第一次松方内閣退陣と第二次伊藤内閣成立前後のものとして推定されます。目録作業による推定の場合は、かっこ（〔 〕）を付けます。

ごくごく簡単にデータを記述する場合、次のようになります。手紙を通例、書簡と表記しています。

手紙例 1：伊藤博文書簡 井上馨宛 明治〔25〕年7月31日 墨書 1通

手紙例 2：山県有朋書簡 井上馨宛 明治〔25〕年8月1日 墨書 1通

○書類の整理

書類の表紙に、「〇〇一件」や「□□記録」といったタイトルに相当する記載があれば、それをタイトルに用いています。しかし、そのような記載が無い場合には、資料の記述の一部や内容からタイトルをつけることもあります。その一例として次のようなものがあります。

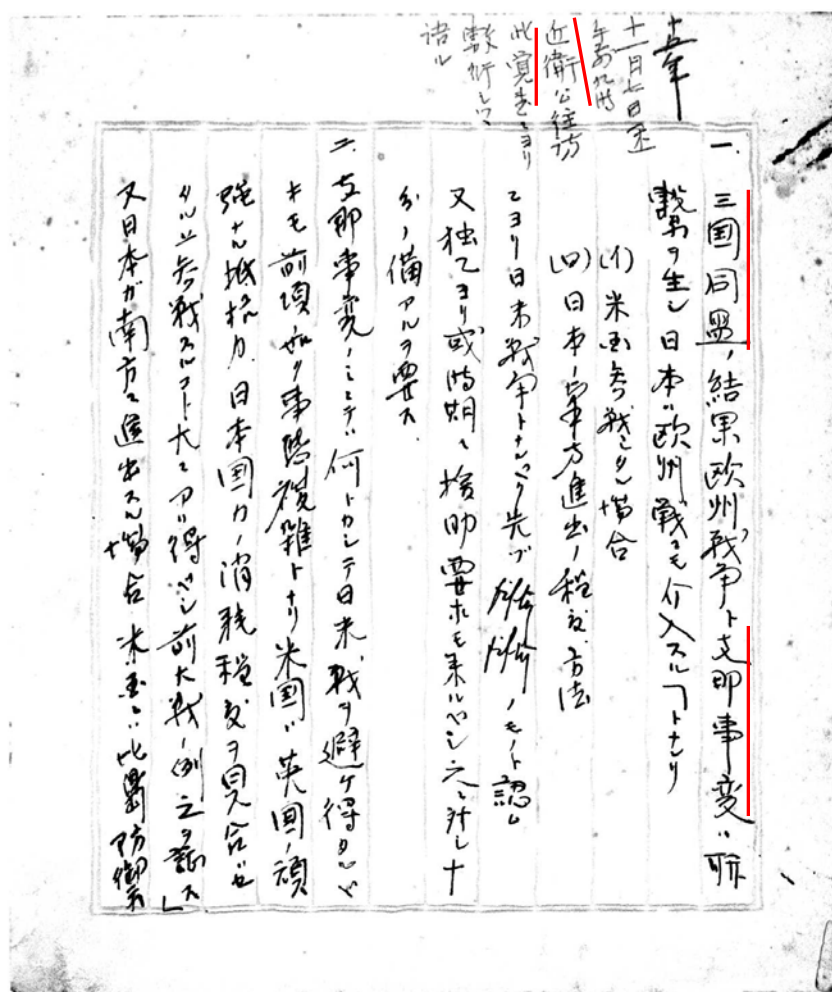


図 5 (野村吉三郎関係文書 765)

昭和期に活躍した海軍軍人、外交官、政治家の野村吉三郎が所蔵していた書類の中の一つです。全部で5枚のペンで書かれたメモで、その冒頭の1枚です。欄外の「近衛公」、「覚書」、一つ目の項目に記述されている「三国同盟」や「支那事変」（それぞれ赤線を引いた個所）を参考にしてタイトルをとりました。「近衛公」は昭和15年の近衛公爵を指し、近衛文麿にあたり、次のように記述しています。

書類例：〔三国同盟・支那事变他近衛文麿会談覚書〕 野村吉三郎 1940年11月7日 ペン 5枚

この資料にはさいわい年月も記入されていました。ただ、本文のみではなんとも推測できない場合には〔メモ〕とだけとることもあります。

【おわりに】

憲政資料室に収集された資料は、手書きの手紙や日記、書類が中心で、一点しか存在しないものが多く、それらを利用するのに有効な手段であるデジタル化も進めていきたいと考えています。

図書の資料組織法にくらべると頼りなくみえますが、アーカイブズ学の成果をとり入れながら、手紙などをはじめとする、いわゆる図書資料以外のものを集め、その目録を作成することが、それぞれの図書館等にとって蔵書（コレクション）および蔵書目録を豊かにしていくのではないかと思います。

(利用者サービス部 政治史料課 憲政資料係)

[1] 「「憲政資料」の検索ガイド（国立国会図書館憲政資料室）」のページから、「旧蔵者 50 音順索引」でご覧いただけます。 <http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/kensei-kyuzosha.php>, (参照 2013-5-23)

掲載情報紹介

2013年3月28日～2013年6月25日に、国立国会図書館ホームページに掲載した書誌情報に関するコンテンツをご紹介します。

- ・ [国立国会図書館分類表 \(NDLC\) を更新しました。](#)
(掲載日：5月31日)
- ・ [「統計からみた書誌データ \(平成23年度以降\)」 を更新しました。](#)
(掲載日：5月31日)
- ・ [「日本目録規則 1987年版改訂3版 第2章 図書」博士論文適用細則を新たに掲載し、「日本目録規則 1987年版改訂3版 第Ⅱ部 標目」適用細則 \(2012年1月\) を更新しました。](#)
(掲載日：4月26日)
- ・ [国立国会図書館分類表 \(NDLC\) を更新しました。](#)
(掲載日：4月23日)
- ・ [「書誌情報提供サービス」のページを更新しました。](#)
(掲載日：4月17日)
- ・ [「適用規則一覧」「適用規則の変遷」を更新しました。](#)
(掲載日：4月1日)

編集者からの一言

今号では、2013年2月に当館が公表した「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）」について、その解説記事を掲載しています。その他には、2013年3月にドイツ国立図書館からお招きしたコルネリア・ディーベル氏との懇談会の内容など、前々号及び前号に引き続き国際的な記事を多く掲載しています。当館の書誌データの新たな展開を進めるにあたっては、国際的な動向にも注視していきます。また、海外から情報を受取るのみならず、海外へ向けて、当館からも情報を発信していきたいところです。

(大柴)

NDL 書誌情報ニューズレター (年4回刊)

ISSN 1882-0468 / ISSN-L 1882-0468

2013年2号 (通号 25号) 2013年6月26日発行

編集・発行 国立国会図書館収集書誌部

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

E-mail: bib-news@ndl.go.jp (ニューズレター編集担当)